

高齢・障がい者虐待等防止に関する基本方針

令和6年4月1日

株式会社JoyHappy

訪問介護事業所ジョイハッピー

管理者 窪内幸也

株式会社JoyHappyは、次のとおり、虐待等防止に関する基本方針を定めます。

1. 会社は、高齢者および障がい者に対する身体的、心理的、経済的、性的等の各虐待を職員はもちろんご家族や養護者、自覚、無自覚を問わず一切許す適切な処置を行います。
2. 高齢・障がい者の虐待防止に関する適正化を検討する委員会を設置し毎年4月に協議会を開催しその内容を従業員に周知させます。
3. 高齢・障がい者虐待防止に関する定期的な研修を行い虐待に対する理解を深めます。
4. 全従業員は高齢・障がい者等の虐待が疑われる行為を発見した場合は直ちに上長や相談窓口へ報告することを義務化し迅速な措置を行います。
5. 判断能力の不十分な利用者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内するよう努めます。
6. 本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族等が閲覧できるようにします。
7. 管理責任者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。
8. 高齢・障がい者虐待防止委員会の委員について下記に示す

【高齢・障がい者虐待防止委員会】

- 管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 窪内幸也
- 研修リーダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 窪内安喜／窪内伸泰
- 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 窪内安喜／金山佳代